

長久手市週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長久手市が発注する建設工事において、建設業における担い手の確保・育成及び企業又は労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るため、建設業の週休2日への普及に向けた取組の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 市が発注する設計金額2,200万円以上の建設工事のうち、緊急性がない工事又は現場条件等による不確定要素や数量増減要素が少なく、週休2日の確保が可能である工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基準、土木工事電気通信積算基準及び機械設備積算基準を適用する工事は除く。なお、その実施方法は、次に定めるところによる。

(1) 発注者指定型

企業や労働者の労働環境の改善に向けた意識の向上を推進するため、発注者が対象工事を指定して実施するもの。

(2) 受注者希望型

発注者指定型を除く全ての工事で、受注者自らが取り組むことにより、労働環境の改善に向けた意識の向上を図るため、実施することが効果的であると発注者が判断したものについて実施するもの。

(週休2日の確保)

第3条 週休2日制工事の実施工事は、第1号に掲げる対象期間において第2号に掲げる休工対象日に休工（現場事務所での事務作業も含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。安全管理のための現場巡視や、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等は現場内の完全閉所として取り扱うもの。以下同じ。）を実施する。

(1) 対象期間

契約締結日の翌日から工事完了年月日（完了届の提出日）までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。

- ア 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置及び測量は、この期間に含む。）
- イ 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了年月日（完了届の提出日）までの期間）
- ウ 夏季休暇（最大3日間まで）
- エ 年末年始休暇（最大6日間まで）
- オ 工場製作のみの期間
- カ 工事事務等による不稼働期間
- キ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間

(2) 休工対象日

休工の曜日及び理由にかかわらず休工した日とし、対象期間の全日数の28.5%（8日／28日）以上の日数とする。ただし、一斉休工の取組実施に努めること。なお、天候（降雨、積雪等）により休工した日も、休工と認める。

（取組内容）

第4条 発注者指定型及び受注者希望型の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 発注者指定型の取組内容

- ア 受注者は、施工計画書を提出するまでに、週休2日の取得計画がわかるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うこと。
- イ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。
- ウ 発注者が週休2日に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(2) 受注者希望型の取組内容

- ア 受注者は、週休2日制工事に取り組む場合には、工事契約後、施工計画書を提出するまでに、休工の取得計画がわかるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うこと。ただし、週休2日

の実施に伴う工期の変更は認めない。

イ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。

ウ 発注者が週休2日に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(工事成績評定)

第5条 週休2日制工事の実施工事については、第3条第1号に規定する対象期間の全日数に対する休工日数の割合（以下「週休2日取得率」という。）

が、28.5%（8日／28日）以上の場合、工事成績評定において評価するものとする。

(1) 週休2日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 施工開始日が、火曜日から土曜日までの場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

イ 施工完了日が、日曜日から木曜日までの場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

(2) 工事成績評定は、工事成績評定表の「6 社会性等 1 地域への貢献等」において評価する。なお、週休2日取得率が28.5%（8日／28日）に満たない場合であっても工事成績評定の減点を行わない。

(取組の証明)

第6条 発注者は、受注者が週休2日取得率28.5%（8日／28日）を達成した場合において、長久手市契約事務要綱第16条に規定する検査合格通知書（様式第29号）の備考欄に「週休2日制工事取組証、週休2日制工事に取り組み、取得率28.5%以上を達成、本工事の工種：（工種を記載）」と記載するものとする。

(経費の補正)

第7条 週休2日制工事の実施工事については、休工状況に応じて次により経費の補正を行うものとする。

(1) 休工状況の適用区分

第3条第1号に規定する対象期間の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合（以下「休工割合」という。）に応じた休工状況の適用区分は、次に掲げるとおりとする。

ア 4週8休以上

休工割合が28.5%以上の場合

イ 4週7休以上4週8休未満

休工割合が25%以上28.5%未満の場合

ウ 4週6休以上4週7休未満

休工割合が21.4%以上25%未満の場合

(2) 休工割合の算出方法は、第5条第1号に準じるものとする。

(3) 補正率

それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

ア 4週8休以上（休工割合が28.5%以上の場合）

【労務費】 1.05

【機械経費（賃料）】 1.04

【共通仮設費率】 1.04

【現場管理費率】 1.06

イ 4週7休以上4週8休未満（休工割合が25%以上28.5%未満の場合）

【労務費】 1.03

【機械経費（賃料）】 1.03

【共通仮設費率】 1.03

【現場管理費率】 1.04

ウ 4週6休以上4週7休未満（休工割合が21.4%以上25%未満の場合）

【労務費】 1.01

【機械経費（賃料）】 1.01

【共通仮設費率】 1. 0 2

【現場管理費率】 1. 0 3

(4) 補正方法等

休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

(工事名)

第8条 発注者指定型で発注する工事は、工事名の末尾に「(週休2日・指定型)」を追記する。また、受注者希望型で発注する工事は、工事名の末尾に「(週休2日・希望型)」を追記する。

(特記仕様書)

第9条 週休2日制対象工事を発注するときは、特記仕様書に以下のとおり記載する。

「本工事は、週休2日制工事の対象工事とする。週休2日制工事実施による経費の補正は、原則として最終設計変更時に行う。なお、週休2日制工事の実施は「長久手市週休2日制工事実施要領」により実施するものとする。」

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。